

財団法人日本オペラ振興会ほか1団体

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

ア 社団法人日本演奏連盟は、音楽芸術の高揚と文化の発展に寄与することを目的として設立された団体であり、クラシック音楽の演奏及び演奏業務に携わる人々の技能、教養の向上を図るとともに、音楽に関する指導、啓蒙、機関紙の刊行等を行っている。

イ 財団法人日本オペラ振興会は、総合舞台芸術としてのオペラを主体として、音楽芸術の普及向上を図り、芸術文化の発展に寄与することを目的として設立された団体であり、オペラ公演及び音楽会の開催、オペラ歌手及びスタッフの育成、出版物の刊行等を行っている。

(2) 都との関係

都は、社団法人日本演奏連盟及び財団法人日本オペラ振興会に対し、芸術文化団体に対する補助金交付要綱に基づき、都民芸術フェスティバル（毎年1月から3月の間に実施）の参加公演に要する経費について、表1のとおり、平成15年度4,476万余円、平成16年度4,054万余円の補助金を交付している。

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

団体名	年度	補助対象経費	補助金額	内容
(社) 日本演奏連盟	平成15	68,964	27,494	出演費、会場費、 印刷費など
	平成16	66,981	24,903	
(財) 日本オペラ振興会	平成15	165,235	17,273	出演費、会場費、 舞台費、印刷費など
	平成16	121,728	15,645	
計	平成15	234,199	44,767	-
	平成16	188,709	40,548	

(注) 補助金の額は、補助対象経費の90%以内とし、予算の範囲内で補助する。

なお、平成16年度に実施された包括外部監査における指摘事項を踏まえ、平成17年7月に要綱を改正し、補助金額については、補助対象経費の50%を限度とし、予算の範囲内とした。

2 組織

監査対象団体の組織は、表2のとおりである。

(表2) 役職員の構成等 (平成17年3月31日現在)

(単位:人)

団体名	事務所の所在地	会長	理事長	常任理事	理事	監事	事務局長	職員	会員等
(社)日本演奏連盟	港区虎ノ門 5-2-8	1	1	10	15	3	1	7	3,434
(財)日本オペラ振興会	港区西麻布 4-16-13	-	1	3	14	2	1	15	838

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成15年度及び平成16年度の事業について実施した。

2 実地監査期間

- (1) 生活文化局 平成17年9月13日及び20日
- (2) 団体 社団法人日本演奏連盟 平成17年9月14日
財団法人日本オペラ振興会 平成17年9月16日

第3 監査の結果

1 事業実績について

平成15年度及び16年度における補助事業の主な実績は、表3のとおりであり、各補助事業実績報告書を中心に監査を行った結果、別項指摘事項のとおり、補助金に係る会計処理に適正でないものが認められた。

(表3) 補助事業実績

団体名	年度	公演内容	会場	公演日	入場者数	補助金額(千円)
(社) 日本演奏連盟	15 年 度	オペラ 「カプリッチオ」	なかのZERO 大ホール	平16.3.19 ~3.20(2回)	1,725人	3,200
		オーケストラ及び室内楽	東京芸術劇場 大ホールほか	平16.1.16 ~3.23(10回)	14,714人	24,294
	16 年 度	オペラ 「たそがれは逢魔の時間」 「3人の女達の物語」	イイノホール	平17.3.11 ~3.13(4回)	2,047人	2,900
		オーケストラ及び室内楽	東京芸術劇場 大ホールほか	平17.1.14 ~3.21(10回)	14,185人	22,003
(財)日本 オペラ振興会	15 年 度	藤原歌劇団公演 オペラ 「アルジェのイタリア女」	東京文化会館 大ホール	平16.3.11 ~3.14(3回)	5,890人	17,273
	16 年 度	藤原歌劇団公演 オペラ 「ラ・チェネレントラ」	オーチャード ホール	平17.2.10 ~2.12(3回)	3,563人	15,645

2 指摘事項

(1) 共通

ア 補助金に係る会計処理を適正に行うべきもの

生活文化局（以下「局」という。）は、東京都における芸術文化活動の振興を図るとともに、一般都民、青少年に対して芸術の普及を図るため、芸術文化団体に対する補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき補助事業を実施している。財団法人日本オペラ振興会（以下「財団」という。）は、平成11年度以降毎年度、都民芸術フェスティバルにおけるオペラ公演について、補助金の交付を受けている。（平成15年度1,727万3,000円、平成16年度1,564万5,000円）

ところで、財団の会計処理について見たところ、補助金交付団体が要綱に基づく補助事業を執行する場合は、要綱取扱要領6に基づき定める芸術文化団体補助事業に係る経理事務処理基準により、助成事業の会計は特別会計とし、他の会計と区別して処理しなければならないにもかかわらず、監査日現在（平成17.9.16）まで特別会計を設置せず、一般会計の中で一括して処理していた。

財団は、東京都補助金に係る会計処理を適正に行われたい。

局は、財団の会計処理について、適正に指導されたい。

（生活文化局）

（財団法人日本オペラ振興会）